

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十四号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>三の二（略）</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p>(5) 法第十一条の三第二項の規定による理容所開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第五条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(6)―(10)（略）</p>	市町	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>三の二（略）</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p>(5) 法第十一条の三第二項の規定による理容所開設者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(6)―(10)（略）</p>	市町
<p>四の四（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(4)―(7)（略）</p>	（略）	<p>四の四（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(4)―(7)（略）</p>	（略）
四の五（略）		四の五（略）	

<p>(4) (1) (3) (略)</p> <p>法第三条の二第一項の規定による譲渡及び譲受けの承認（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(5) 法第三条の三第一項の規定による営業者たる法人の合併又は分割の承認</p> <p>(6) 法第三条の四第一項の規定による営業者の相続の承認</p> <p>(7) (12) (略)</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 法第三条の二第一項の規定による営業者たる法人の合併又は分割の承認</p> <p>(5) 法第三条の三第一項の規定による営業者の相続の承認</p> <p>(6) (11) (略)</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>
<p>四の六 (略)</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(5) (11) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>四の六 (略)</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(5) (11) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>九の四 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法第五条の三第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(6) (12) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>九の四 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法第五条の三第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(6) (12) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十四の二の二 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定による業務の状況の</p>	<p>(略)</p>	<p>十四の二の二 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 法第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受付</p>	<p>(略)</p>

(6)   (10)  (略)		(6)   (10)  (略)	
-----------------------------	--	-----------------------------	--

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。